



平成 28 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名	株式会社ファステップス
代表者名	代表取締役社長 川嶋 誠 (コード番号 2338 東証第二部)
問合せ先	取締役管理部長 村山 雅経
T E L	03-5360-8998 (代表)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、変更箇所は下線で示しております。

記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員が法令、定款及び社内規程を遵守し、誠実に行動し、業務遂行するために、取締役会は全職員を対象とするコンプライアンス基本規程を制定する。
- (2) コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置する。
- (3) コンプライアンスの推進については、コンプライアンス基本規程に基づき、教育・研修会を適宜開催する。
- (4) 当社の役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、コンプライアンス委員会に通報する制度を設ける。
- (5) 当社及び当社グループは、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力に対しては、一切の取引を行わず、組織的な対応を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行及び意思決定に係る情報の記録や文書は、保存及び廃棄等の管理方法を法令及び文書管理規程に基づき、適切に管理し、関連規程は必要に応じて適宜見直し、改善を図る。
- (2) 取締役、監査等委員である取締役及び会計監査人から閲覧要請があった場合は、速やかに対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理は、社長が対策責任者となる担当取締役を任命し、必要に応じ委員会やプロジェクトチームを設置しリスクを管理する。経営上のリスクを総合的に分析、把握を行い、顧問弁護士等外部アドバイザーと共に対応を行い、そのリスクの軽減に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月 1 回開催し、重要事項の決定を行うと共に、更に迅速な意思決定が必要な場合は、臨時取締役会を適宜開催し、取締役会規程に基づく職務権限及び意思決定に

適正かつ効率的に職務を執行することとする。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社については、グループ運営体制を整備すると共にグループ管理体制を構築し、グループ会社に対して監査及び経営指導を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。
- (2) 主要な子会社の取締役又は取締役である監査等委員は当社から派遣し、法令及び社内規程に基づき、経営管理、経営指導にあたる。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会が監査職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、適切な人材を配置する。
- (2) 当該使用人は取締役から独立して機能し、人事考課、人事異動は監査等委員会の同意を得た上で決定する。

7. 監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する事項

- (1) 各監査等委員は、重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会に出席する他、経営会議、その他重要な会議に出席し、意見を述べる事が出来る。
- (2) 取締役及び使用人は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や、重大な法令違反または定款違反の事実が発生したときは直ちに監査等委員会へ報告する。

8. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- (2) 取締役は、監査等委員会の職務執行にあたり、監査等委員会が必要と認めたときは、監査法人、顧問弁護士等と緊密な連携を図ることが出来る環境を整備する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他の関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

以上